

食安輸発第1107003号
平成20年11月7日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

チリ産豚肉の取扱いについて

標記については、チリ政府の対応を踏まえて、平成20年8月8日付け食安輸発第0808003号により通知しているところです。

今般、チリ政府による調査の結果、ダイオキシン汚染の原因は飼料の添加剤であることが判明し、現在、輸入手続きを保留している貨物のうち、別添1に示す証明書(56件)の貨物については、原因となった添加剤が使用されておらず、ダイオキシン汚染のおそれがない旨の報告がありました。

ついては、上記通知によりチリ政府の報告を検証する目的で実施するモニタリング検査は下記により対応されるようお願いいたします。

なお、上記通知中「6農場以外で生産された豚肉については、チリにおける調査結果を緊急的に検証する目的で、下記によりダイオキシン類に係るモニタリング検査を実施願います。」を「別途通知する方法に基づき、チリにおける調査結果を緊急的に検証する目的で、下記によりダイオキシン類に係るモニタリング検査を実施願います。」に改めます。

記

1. 検査対象

チリ産豚肉(別添2に示す証明書(12件)の貨物)

2. その他

- (1) 検査該当貨物については、別添1に示す貨物に含まれる農場全てが対象となるよう選択していることから、輸入者による農場毎の選別後、検体採取前に、選別結果について企画情報課検疫所業務管理室を通じて当室まで報告すること。
- (2) 検体採取に当たっては、輸入者等と事前に十分調整を図ること。
- (3) 別添1に示す貨物の取扱いについては、本モニタリング検査の結果を踏まえ、別途通知する。